

令和 5 年度事業報告

(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日)

I. 概況

新発田法人会は平成 24 年 4 月 1 日付で公益社団法人に移行し 11 期目となる令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日に 2 類から 5 類へ移行し、少しずつ日常が戻り始めました。講演会やセミナーなども通常開催され、一年を通じて、税知識の普及と納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする事業を行ってきました。

法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組みました。また、会員や市民へのサービス向上に努めているところです。

主な事業活動の概況は以下のとおりです。

[公益関係]

税を巡る諸環境の整備事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方に参加いただきました。

租税教育では、小学生を対象に租税教室、税に関する絵はがきコンクールを実施し、参加の小学校数、児童数も多く、高い評価を得ています。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報も実施しました。

また、今後の望ましい税制のあり方についての提言も実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、講演会・セミナーを開催し多数の方に参加いただきました。その際、タオル寄付を募り社会福祉協議会に寄贈し、福祉や医療の現場で役立てております。

[共益関係]

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

[管理関係]

公益法人制度を踏まえ、諸規定の整備や諸会議及び事業活動の確立等、管理運営に努めました。

II. 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

令和5年度の税に関する研修会・セミナーの実施状況は、税制改正、消費税軽減税率制度や税務申告など、法人会の原点である「税」を中心とした研修会、および経営や財務に関する諸問題改善に役立つ研修会をより多く実施しました。

開催した詳細は以下のとおりです。

テーマ	参加人員	回数	講師
決算期別説明会	201	8	税務署担当官
令和5年度税制改正の概要	131	5	〃
e-Tax 説明会	64	6	〃
電子帳簿保存法の内容改正について	71	4	〃
インボイス制度の理解について	37	2	〃
税務研修会	53	1	新発田税務署長
定額減税研修会	54	2	税務署担当官
合計	611	28	

② インターネットセミナーの提供

研修会・セミナーで当会のホームページと一緒に周知を図りました。新たな研修会の形態としてインターネットセミナーの提供を行っています。当法人会のホームページにもバナーがあり、ネット配信され、24時間いつでも無料でご覧いただけます。

このセミナーは、税務・経営・労務・健康等、広範囲の内容で多彩な講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

令和5年度のログイン数は3,941回でした。

(2) 租税教育活動

新公益法人制度を踏まえ、青年部・女性部活動の大きな柱である「租税教育活動」の積極的展開を図るために、租税教育活動に積極的に取り組みました。

① 阿賀野市租税教育推進協議会総会

開催日 令和5年6月14日

会場 書面評決（FAX送付）

内容 (1) 会則の一部改正について
(2) 令和4年度事業報告について
(3) 令和5年度事業方針（案）について
(4) 令和5年度事業計画（案）について

② 新発田市租税教育推進協議会総会

開催日 令和5年6月27日

会場 イクネスしばた

議題 (1) 令和4年度事業実績報告に

(2) 令和5年度事業計画(案)について

③ 小学校での租税教室の開催

青年部・女性部役員が講師を努め、聖籠町立山倉小学校、新発田市立米子小学校、阿賀野市堀越小学校、安田小学校、胎内市立黒川小学校、胎内小学校の6校で、授業の一環として租税教室を開催し、税金の意義や使われ方、税金の種類等を小学生にもわかりやすい授業を開催しました。

開催日 令和5年5月16日
会場 聖籠町立山倉小学校
児童数 5～6年生 54名
参加数 3名

開催日 令和5年5月19日
会場 胎内市立黒川小学校
児童数 6年生 34名
参加数 3名

開催日 令和5年5月24日
会場 阿賀野市立堀越小学校
児童数 6年生 48名
参加数 3名

開催日 令和5年6月6日
会場 胎内市立胎内小学校
児童数 6年生 50名
参加数 3名

開催日 令和5年7月7日
会場 新発田市立米子小学校
児童数 6年生 22名
参加数 1名

開催日 令和5年9月11日
会場 阿賀野市立安田小学校

児童数 6年生 55名

参加数 2名

④ 管内の小学校6年生全員に小冊子を配布

新発田法人会管内の新発田市、胎内市、聖籠町、阿賀野市の小学6年生全員（31校、1,522名）に租税教育用小冊子「おじいさんの赤いつぼ」を配布しました。

⑤ 税に関する絵はがきコンクールの開催

租税教室開催時に応募を呼びかけるなど周知に努め、新発田市立米子小学校、胎内市立黒川小学校、胎内小学校、阿賀野市立堀越小学校、聖籠町立山倉小学校の5校から97作品の応募がありました。

後援をいただいている新発田税務署と選考委員会で選考した最優秀作品には新発田税務署長賞を、その他優秀作品には法人会会長賞、青年部部長賞、女性部部長賞、優秀賞、参加賞を、学校を通じて終業式で表彰しました。

（3）税の広報活動

① 新発田法人会会報・全法連機関紙「ほうじん」の配布

税や経営に関する最新の情報を提供するために「しばた法人会だより」を年1回、全法連機関紙「ほうじん」を年4回（季刊）会員および一般向けに無料配布しました。

② ホームページによる税の広報

- ・税制改正の確定時に速報版を掲載し周知に努めました。
- ・各研修会や講演会の案内を会員外の一般市民にも参加を呼びかけました。
- ・税法・税務・経営・労務等に関する小冊子を作成、配布を会員外の一般市民にも案内しました。

③ 新聞による税の広報

令和5年10月3日付日本経済新聞朝刊（全国版）に「税制改正提言に関する意見広告」を掲載しました。

（4）企業の税務コンプライアンス向上税制提言活動

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことです。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上のため、各研修会やホームページで積極的に案内し、その推進と普及に努めました。

(5) 研修用教材の作成・配布

税法・税務に関する研修会は、法人会の中心事業でもあり、令和5年度においても各種テキスト・小冊子を作成し、研修会開催時に会員や会員外の出席者に配布しました。

〈作成したテキスト・小冊子等〉

- 1 令和5年度税制改正のあらまし速報版
- 2 ここが変わることしの税制改正
- 3 おじいさんの赤いツボ（新発田税務署管内小学校6年生を対象）
- 4 自主点検ガイドブック
- 5 会社税務の手引き
- 6 税務・労務の手引き さくっとデジタル化ガイド
- 7 電子帳簿等保存版のチェックポイント
- 8 わかりやすい年末調整実務のポイント
- 9 令和5年度年末調整の実務ガイド
- 10 会社の決算・申告の実務
- 11 源泉所得税実務のポイント
- 12 会社取引をめぐる税務Q&A
- 13 Q&Aでよくわかるインボイスのギモン
- 14 会社役員のための確定申告実務ポイント
- 15 消費税の申告実務ガイド
- 16 租税教室テキスト
- 17 決算書の前期比較術

2. 税制提言活動

(1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

新潟県法人会連合会がまとめた要望事項は以下のとおりです。

令和 6 年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会

総 論

第一 はじめに

新型コロナウイルス感染症はワクチン接種のひろがりやウイズコロナの生活様式の浸透から、感染症としての位置づけが見直され、経済活動への直接的な影響はかなり減少してきましたが、依然として地域の中小企業・小規模事業者の受注や売りに多大な影響を及ぼし、業況、業績の悪化を招いています。また、ロシア・ウクライナの紛争の長期化によるエネルギー価格や原材料価格の高騰、政府からの物価上昇を十分にカバーする継続的な賃上げの取組みなど、企業の経営環境の課題が山積する中、中小企業・小規模事業者への手厚い支援が求められます。

国債で賄ったコロナ対策費の負担への対応、防衛力の抜本強化に向けた防衛費の増額、児童手当の拡充など少子化対策の財源確保、団塊の世代が後期高齢者に入りはじめ医療と介護の給付費急増が見込まれているなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。さらに、女性活躍の推進、働き方の多様化やグローバル化の進展など社会構造の変化への対応のほか、デジタル化、脱炭素社会の実現、大規模自然災害からの復興などといった課題にも対応していく必要があります。

物価高や新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、地域経済と雇用を担う中小企業の活性化が不可欠であり、経済対策を躊躇なく、実行することが求められます。

基本的に、緊縮財政や増税に頼るのではなく、政府の積極的な財政出動や金融緩和等の景気対策によって、税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要です。

また、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題です。

第二 行財政改革の徹底

令和 5 年度予算編成は、歳入 114.3 兆円のうち、税収は 69.4 兆円、国債の新規発行額は 35.6 兆円であり、公債依存度は 31.1% となり、令和 5 年度末の国及び地方の長期債務残高は 1,279 兆円となる見込みです。また、本年 1 月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における 2025 年度の基礎的財政収支対 GDP 比は、▲0.2%（▲1.5 兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには 2026 年度となる見込みです。

政府では防衛費の増額や児童手当の拡充等が検討されていますが、その安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要です。また、このコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが極めて大きな課題であり、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務です。

本格的な歳出・歳入の一体的改革が重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とす

ることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行することが求められます。経済あつての財政であり、経済をしっかり立て直し、不退転の体制で、財政健全化に向けて取り組むことが必要です。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求めます。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

第三 社会保障制度改革推進について

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えようとしており、今はまさにそれに対処するために舵を切っていくべき重要な時期にあたります。今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要です。

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」の「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須です。さらに、いわゆる「年取の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、税と社会保障のあり方について検討することが必要です。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も求められます。医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要があります。

第四 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など厳しい経営環境におかれています。更に新型コロナウイルス拡大による深刻な影響と自然災害による被害も多発して、中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められます。また、防衛力強化に係る財源確保のための法人税活用の議論について注視していくことが必要です。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されましたが（令和7年3月まで）、引き続き本則化することを要望いたします。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求めます。

2. 交際費課税の特例

交際費等の損金不算入制度の特例が、地方活性化の中心的役割を担う中小企業の経済活動を支援する観点から本則化するか、または、令和6年3月末までとなっている適用期限を延長することを求めます。

3. 賃金引上げのための優遇見直し

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要です。

4. 役員給与の損金算入の拡充

現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられています。役員給与は職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきです。

第五 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担が増大するとともに、単一税率と比較して膨大な税収を失い、社会保障と税の一体改革を大きく後退させています。対象品目の判定が難しく複雑化していることで、制度の廃止を求める声が根強く、軽減税率制度は見直すべきであり、弾力的な対応を求めます。

単一税率における、逆進性対策として、給付付き税額控除の導入、すなわち、マイナンバー制度を利用して、消費税負担分を低所得者に還付する制度の創設がひとつの解決策となります。

また、令和5年10月に導入するインボイス制度についても、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い状況にあります。事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがあります。免税事業者が課税事業者へ変更時の激変緩和措置などがとられていますが、期間の延長などの措置が求められます。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、仕入れ額控除の経過措置の拡大など、更に実効性の高い対策をとるべきです。

また、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加しています。令和5年度税制改正で一部の猶予措置や緩和措置が講じられましたが、引き続き、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められます。

第六 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼします。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化するべきです。そのために、事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設や非上場株式の評価については、相続税負担軽減の観点からも株価評価を低減するよう求めます。

第七 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっています。実際の価格と乖離した評価による課税標準額の決定は、納税者の不信感を招いていることから、評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行い、評価体制の一元化を図るべきです。

- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直す。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化する。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきです。

第八 マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始していますが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、情報管理やシステム運用での不備が散見され、制度の信用が大きく失墜している状況にあります。政府は制度の意義の周知に努め、制度の運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、不安払拭が急務であり、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが極めて重要です。

また、マイナンバーカードの利便性の向上を継続的に高め、身近な制度にすることが求められます。健康保険証としての利用促進、各種行政サービスの手続きをワンストップ化、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化などカード普及を継続的に実施していくことが必要です。

【 個別事項 】

第一 法人税関係

1 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっていますが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

2 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞

与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

3 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

4 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。

5 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長すること。

6 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

7 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

第二 所得税関係

1 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があります。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきです。

2 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

3 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっていますが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

4 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

5 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日(現行1月10日)とすること。

第三 相続税・贈与税関係

1 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 税制改正に関する要望実現のための提言活動の展開

全法連、各県連および各単位会が提言実現のために陳情活動を展開しました。新発田法人会では小島会長と天木副会長が管内選出の衆議院議員並びに新発田市長・新発田市議会議員、胎内市長・胎内市議会議員、阿賀野市長・阿賀野市議会議員に要望を持参し提言活動を行いました。

11月22日	井畑明彦	胎内市長	胎内市役所
11月22日	小野徳重	胎内市議会議員	胎内市役所
11月22日	宮崎光夫	新発田市議会議員	新発田市役所
11月26日	斎藤洋明	衆議院議員	斎藤洋明事務所
11月28日	田中清善	阿賀野市長	阿賀野市役所
		(税務課課長 小池 氏 代理受領)	
11月28日	市川英敏	阿賀野市議会議員	阿賀野市役所
11月30日	二階堂薫	新発田市長	新発田市役所

(4) 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和6年度税制改正では、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等が行われました。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制が創設され、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置が講じられました。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等が行われるとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長や外形標準課税の適用対象法人の見直し等が行われました。

(令和6年度税制改正大綱より)

法人会では、昨年9月に「令和6年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画提出期限延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 中小企業向け賃上げ促進税制

法人会提言	改正の概要
<p>・中小企業向け賃上げ促進税制については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。</p>	<p>・中小企業向けの措置について、教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置は教育訓練費の増加割合が5%以上等である場合に適用できることとし、くるみやえるぼし(2段階目)以上の認定を受けた場合に税額控除率5%を加算する措置を加え、5年間の繰越控除制度が設けられた上で、適用期限が3年延</p>

	長されました。
--	---------

2. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費課税の特例措置については、適用期限が令和6年3月末日までとなっていることから、その延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準が1人当たり5,000円以下から1万円以下に引き上げられました。また、中小法人の特例措置に係る適用期限が3年間延長されました。

3. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業の少額減価償却資産の特例について適用期限が2年間延長されました。

4. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カーボンニュートラルに向けた投資促進税制について、中小企業者が適用を受けた場合の税額控除率が見直された上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなっているが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人版事業承継税制の特例措置について、特例承継計画の提出期限が2年間延長されました。

[その他]

1. 森林環境税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分(令和5年度は500億円)されているが、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境譲与税に係る譲与基準について、「私有林人工林面積」の譲与割合を5.5割(改正前:5割)、「人口」の譲与割合を2.5割(改正前:3割)とする見直しが行われました。

その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。	
--	--

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和5年度の経営支援に関する研修会の開催状況

令和5年度の経営支援に関する研修会の開催状況は以下のとおりです。

テーマ	参加人員	講師
税務研修会 議題：知っていますか？税金の種類	53	新発田税務署 署長 伊藤 信一 氏
女性部講演会 議題：いくつになってもキラキラ輝く体形作り	28	長岡技術大学教員 NPO 法人市民協働ネットワーク長岡理事 佐竹 直子 氏
合 計	81	

(2) 社会貢献活動

社会福祉施設の現場でのタオル不足を一般市民に呼びかけ、タオルを寄贈することを目的に、毎年特別講演会を開催していましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、特別講演会開催は中止とし、本会事務所と安田、水原、中条の各商工会に未使用タオル寄付箱を設置してタオルを持参いただき、集まったタオルを社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈先 胎内市社会福祉協議会 (1,254 本)

Ⅲ. 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資するための事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては経済の低迷が長期に渡り続いたことや後継者不在などから、廃業や合併等が増加し会員の減少が続いています。令和5年度は、「前年以上の会員数確保」を基本方針とし、「役員一人1社確保」を必達の目標として組織の拡充に努めました。また、提携保険3社、青年部、女性部、各支部にも会員増強への協力を依頼しました。この間6社の新規加入をいただきましたが7社の退会があり、期末の会員数は1社の減となりました。

所管法人数	会員数			加入率
	令和5年3月末	令和6年3月末	増減数	
2,441社	798	797	△1	32.6%

(2) 広報活動の充実

① ポスターによるPR

令和5年度は前年度に引き続き、「税に強い経営者が次世代を支える！」をキャッチフレーズとした全国法人会総連合が作成したポスターを使用し、当法人会の周知・広報に活用しました。

② 市報等での広報

「街角こんぱす」(無償誌)へ未使用タオルの寄付を呼び掛けるとともに当会事務所、水原商工会、安田商工会、中条商工会で回収箱を設置し、協力を願いました。

③ ホームページでの広報

当会ホームページ上に、各種研修会の開催を広報告知し、会員外へも研修会への参加を呼びかけ、税知識の普及、納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

(3) 青年部会・女性部会の充実

① 青年部会の活動状況

青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」については、目標数値を設定の上、より積極的な発展を図ることに努めました。

○ 青年部事業報告会・福利厚生推進研修会

開催日 9月25日(月)

会場 金子屋別館

出席者 21名

議題 1. 令和4年度事業報告承認の件

2. 令和5年度事業計画(案)承認の件

福利厚生推進について

講師：大同生命(株)民部泰輔氏

(株)ベルダン 松田優子氏

- 第2回青年部会連絡協議会 正副会長会議
 開催日 10月4日(水)
 会場 リモート会議 当会 部会長参加
 1. 令和6年度局連青連協合同セミナーについて
 2. 局連青連協合同セミナー実行委員会組織図(案)について
 3. 局連青連協合同セミナー予算(案)について
- 燕西蒲法人会青年部会創立30周年記念式典
 開催日 令和5年10月6日(金)
 会場 燕三条ワシントンホテル
 参加者 約130名(うち新発田法人会1名)
 第1部 記念式典
 式辞 燕西蒲法人会青年部 後藤 武 部会長
 来賓祝辞 巻税務署 濁川 雅仁 署長
 関東信越局法人会青年部会連絡協議会 碓井 勝尋 会長
 公益社団法人 燕西蒲法人会 和田 克之 会長
 第2部 記念講演会
 演題:「最近の政治経済情勢について」
 講師:嘉悦大学教授・(株)政策工房 会長 高橋 洋一 氏
 第3部 祝賀会
- 第39回県連青年部会連絡協議会合同セミナー
 開催日 令和5年10月19日(木)
 会場 柏崎市産業文化会館
 参加者 92名(うち新発田法人会3名)
 第1部 式典
 主催者挨拶 (一社)新潟県法人会連合会青年部会連絡協議会 田中 健一 会長
 開催地挨拶 (公社)柏崎青年部 酒井 伸浩 部長
 来賓挨拶 柏崎税務署 佐々木 由幸 署長
 刈羽村 品田 宏夫 村長
 (一社)新潟県法人会連合会 坂井 克敏 会長
 第2部 記念講演会
 演題:「循環から生まれた『越後バナナ』が目指す持続可能性」
 講師:シモダ産業(株)取締役副社長 霜田 真紀子 氏
 謝辞 (公社)柏崎法人会青年部 秋山 博一 副部長
 第3部 懇親会

○ 第3回県連青年部会連絡協議会 正副会長会議

開催日 令和5年11月1日(水)

会場 リモート会議 当会 部会長参加

1. 講演テーマ・講演者の選定について
2. アトラクション企画について
3. ドンデン時の企画について

○ 第4回県連青年部会連絡協議会 正副会長会議

開催日 12月19日(火)

会場 ANAクラウンプラザホテル新潟

参加者 28名 当会副部会長参加

議題

- (1) 全法連青連協定時連絡協議会(11/9)議事内容の伝達
- (2) 全法連青連協役員会(12/11)議事内容の伝達
- (3) 令和6年度局連合同セミナーin新潟について
- (4) 大型保証制度推進について

受託3社 大同生命保険(株)・AIG損害保険(株)・アフラック生命保険(株)より説明

② 女性部会の活動状況

「女性部会のあり方(指針)」に沿って、部会員の資質の向上と法人会活動の充実・活性化及び社会貢献活動を積極的に進めました。

○ 第12回女性部事業報告会

開催日 令和5年7月6日(木)

会場 清風苑

参加者 28名

- 議題
1. 第12回事業報告並びに事業計画(案)報告
 2. 役員の改選

講演会 テーマ:いくつになってもキラキラ輝く体形作り

講師:佐竹直子氏

○ 第1回県連女性部会連絡協議会正副会長会議(新潟県法人会連合会主催)

開催日 7月25日(火)

会場 にいがた法人会館

参加者 当会部会長1名

- 議題
1. 全法連女性部会連絡協議会(6/3)出席結果の伝達について
 2. 県連女性部会合同セミナー(新潟)について

○ 女性部役員会

回	開催日	会場	内容	出席者
1	令和5年5月 22日(月)	北辰館	(1) 事業報告会の日程・提出議案について (2) 講演会について (3) 任期満了による改選について	6名
2	令和5年9月 5日(火)	志まや	(1) 視察研修について (2) 社会貢献活動について (3) 県連女性部会連絡協議会合同セミナーについて	12名
3	令和6年3月 12日(火)	志まや	(1) 令和6年度事業報告会につて (2) 視察研修について (3) 社会貢献活動について	12名

○ 女性部視察研修

実施日 令和5年10月24日(火)から26日(木)まで

視察先 京都

参加者 14名

内容 テーマ「古きを尋ね、いまを知る京都」

陶芸体験(瑞光窯 京都清水店) 二条城、京都御所等見学、 平安神宮、西本願寺参拝、その他名所旧跡散策

○ 第18回県連女性部会連絡協議会合同セミナーin新潟(新潟県法人会連 合会主催)

実施日 令和5年10月27日(木)

会場 ANAクラウンプラザホテル新潟

参加者 女性部9名

第1部 合同セミナー

主催者挨拶 (一社)新潟県法人会連合会女性部会連絡協議会 会長

兼(公社)新潟法人会女性部会 部会長 田中 陽子 氏

来賓祝辞 新潟税務署 田中 豊 署長

新潟市 中原 八一 市長

(一社)新潟県法人会連合会 坂井 克敏 会長

記念講演

演題:「私とあなたのところと心~備えておきたい介護の心得~」

講師:(一社)新潟地域社会福祉協会 理事長 岡田 史 氏

第2部 交流会

- 女性部 視察研修反省会
 - 実施日 令和5年12月20日(水)
 - 会場 北辰館
 - 参加者 12名
 - 議題 (1) 今後の視察研修について
(2) 陶芸作品について

(4) 福利・厚生事業

関係保険会社3社の加入状況は下記のとおりです

令和5年3月末現在	経営者大型補償制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	%	%	%
加入企業数	社	社	社

IV. 管理関係

1. 事業運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、法令等に適合した諸規定の整備を図るとともに法令に基づく適正な情報開示を行いました。さらにホームページを充実し情報発信や当会活動のピーアールに努めました。

2. 諸会議の開催

(1) 令和5年度 第12回通常総会

開催日 令和5年6月16日(金)

会場 北辰館 会議室

出席者 552社 (内、委任状によるもの513社)

決議事項

第1号議案 令和4年度決算報告承認の件

報告事項

理事会承認事項 令和4年度事業報告

令和5年度事業計画

令和5年度収支予算

(2) 理事会

第1回理事会

開催日 令和5年5月26日(金)

会場 志まや 会議室

出席者 19名

決議事項

第1号議案 令和4年度事業報告について

第2号議案 令和4年度決算の承認の件

第3号議案 令和5年度通常総会の提案議題案について

第4号議案 役員の改選について

第5号議案 功労者表彰について

第6号議案 新規入会会員の承認について

報告事項 代表理事の職務執行状況について

第2回理事会

開催日 令和5年6月16日(金)

会場 北辰館 会議室

出席者 20名

決議事項

第1号議案 会長の選定について

第2号議案 副会長の選定について

第3回理事会

開催日 令和5年9月29日(金)

会場 志まや 会議室

出席者 19名

決議事項

第1号議案 令和5年度事業進捗状況について

第2号議案 会員増強について

第3号議案 平成31年度第8回通常総会の開催について

報告事項 代表理事の職務執行状況について

第4回理事会

開催日 令和6年3月18日(月)

会場 北辰館 会議室

出席者 23名

決議事項

- 第1号議案 令和6年度事業計画（案）承認の件
 - 第2号議案 令和6年度収支予算（案）承認の件
 - 第3号議案 第13回通常総会開催について
 - 第4号議案 功労者表彰について
- 報告事項（1）代表理事の職務執行状況について
（2）令和5年12月末現在の会員数について
（3）令和6年度税制改正の提言活動について

3. その他の行事参加

（1）第39回法人会全国大会（群馬大会）

- 開催日 令和5年10月18日（水）
 - 会場 高崎芸術劇場（大会）、ホテルメトロポリタン高崎（懇親会）
 - 参加者 約1,400名（当法人会1名）
- 第1部 記念講演
演題：「好機到来」
講師：日本通信株式会社 代表取締役社長
公立大学法人前橋工科大学 理事長 福田 尚久 氏
- 第2部 式典～税制改正提言の報告～租税教育活動の事例発表
第3部 懇親会

（2）第26回新任事務局長セミナー（全国法人会総連合主催）

- 開催日 令和5年8月24日（木）
 - 会場 リモート
 - 参加者 66名（当会事務局長1名）
- テーマ 公益法人、一般法人の運営に関する主な留意点
総務関係 ガバナンス確保、各種事務手続き、退会等スケジュール他
事業関係 税制、事業研修、組織、広報他
財務、厚生関係 助成金制度、福利厚生制度他

（3）事務局会議・事務局研修会（新潟県法人会連合会主催）

- 開催日 令和5年9月15日（金）
 - 会場 万代シルバーホテル
 - 参加者 25名（当会事務局長1名）
- 事務局会議

(1) 全法連 全国県連専務理事等会議報告

(2) その他諸報告

研修会テーマ 「法人運営の注意点」「助成金の取り扱い」

講師：全国法人会総連合 柳 事務局長

(4) 関東信越法人会連絡協議会事務局担当者研修会（局連主催）

開催日 12月1日（木）

会場 リモート

参加者 111名（当会事務局長1名）

研修会

第1部 テーマ「怒りの連鎖を断ち切ろう！怒りのマネジメント術講座」

講師：株式会社ナースハート 代表取締役 井上泰世 氏

第2部 テーマ「インボイス制度導入後における申告書の作成」

講師：関東信越国税局

課税第二部 消費税課 課長補佐 鈴木城太郎 氏

課税第二部 消費税課 実査官 佐野友紀香 氏

(5) 事務局長会議（新潟県法人会連合会主催）

開催日 12月20日

会場 ANA クラウンプラザホテル新潟

参加者 14名（当会事務局長1名）

議題 (1) 全法連専務理事等会議報告事業関係・総務関係・財務関係・厚生関係
(2) 法人会ペナントレース3社合同表彰研修会

(6) 関東信越国税局幹部との協議会（新潟県法人会連合会主催）

開催日 2月8日（木）

会場 ホテルイタリア軒

参加者 36名（当会 会長1名）

議題

- (1) 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大などの電子化に向けた取組について
- (2) 企業の税務コンプライアンス向上への取組について
- (3) 租税教育事業（市税教室講師派遣、絵はがきコンクール）について
- (4) インボイス制度の円滑な定着に向けた取組について
- (5) 各単位会の活動報告及び国税局への質問・要望事項

4. 功労者表彰について

《 全国法人会総連合 会長表彰 》

林 文穂 新発田法人会 理事

《 新潟県法人会連合会 会長表彰 》

須貝 嘉勝 新発田法人会 理事

小野 和英 新発田法人会 理事

《 新発田法人会 会長感謝状 》

小林 豊男 新発田法人会 前理事

星野 奈奈恵 新発田法人会 前理事

5. 本会の目的達成に必要な事業

全法連の単位会立入検査

実施日 7月21日(金)

場 所 当会事務局

担当者 NTS 総合税理士法人

統括代表社員・公認会計士 吉井 清信 氏

公認会計士 飯尾 智彌 氏

対応者 当会事務局 2名